

指定校変更の申請をお考えの方へ

世田谷区では、「地域とともに子どもを育てる教育」を進めており、教育委員会が入学する学校を指定しています。しかし、何らかの事情がある場合は、教育委員会に指定校変更の申請をすることができます。

教育委員会において「指定校変更許可基準」に基づいて審査を行い、指定校変更が相当と認められ、受け入れる学校においても支障がない場合に限って、指定校を変更することができます。

申請方法

スマートフォン^{*}やパソコンからオンライン手続きをすることができます。また、窓口での申請も可能です。詳細は右記二次元コードのページにてご確認ください。

※一部対応していない機種がありますのでご注意ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/> ⇒ **教育委員会** ⇒ **学校教育** ⇒ **入学・通学** ⇒ **区立小・中学校への新入学** ⇒ **指定校変更の申請について(令和7年度新入学)**



申請期限

令和7年1月末頃まで(原則) ※結果は2月中旬頃に郵送いたします。ただし、国・都・私立学校を受験予定の方は、結果発表後にご申請ください(ご事情がある方は2月でも申請できます)。

指定校変更の制限校等について

下記の小・中学校では必要な教室数が不足し、学校運営上支障をきたす状況が見込まれているため、原則として他の通学区域からの指定校変更を認めていません(「兄弟関係」「転居予定」「居所」を理由とする申請を除く)。

小学校 桜小/桜丘小/中丸小/松丘小/京西小/二子玉川小/明正小/芦花小/山野小
中学校 烏山中/砧中 (桜丘中は「部活動」を理由とした指定校変更による受け入れができません)

<申請にあたっての注意事項>

- 電話番号** 保護者へご連絡が取れず、申請内容が十分に確認できない場合は、「不許可」となる可能性がありますので、申請の際は必ず日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。
- 通学手段** 通学手段は原則として徒歩です。
- 内容確認** 申請内容が現在在籍している幼稚園・保育園等や小学校に関係する場合、在籍園・在籍校等に連絡を取り、状況確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 申請理由** 兄弟関係、友人関係(学び舎)以外の理由で申請する方は、ご事情を詳しくご記入ください。内容が十分に確認できない場合、「不許可」となる可能性があります。
- 添付書類** 電子申請で添付資料が必要な場合、書類は明瞭な画質で撮影またはスキャンしてください。以下の事由で申請される方は添付資料が必須となります。必ず裏面も確認の上、添付資料をつけて申請してください。

身体的理由	申請理由を確認できるもの
転居予定	転居先の「賃貸借契約書」の写し、又は家の「売買契約書」の写し(建物住所、世帯主、契約印、引渡し日等が分かるページの写し)、「居住予定証明書」など
居所	居所物件の賃貸借契約書の写し等(建物住所、世帯主、契約印、契約期間等が分かるページの写し)
放課後の預かり先に伴う配慮	① 放課後の預かり申立書(様式あり) ② 就労等の状況を証明するもの(就労証明書など)
部活動	部活動入部希望書(様式あり)

- 入学予定校連絡票(別紙)について** 2月中旬頃に郵送する指定校変更申請の結果に応じ、以下のとおりご回答ください。結果が届くまではご回答いただく必要はありません。
 - ・許可の場合 …… 回答不要です。
 - ・不許可の場合 …… 入学する学校をオンライン手続き等でご回答ください。

ご希望に添えないこともあります

1. 許可の考え方

指定校変更は希望校の学校運営状況や施設の受け入れ状況等から、特に支障がないと判断できる場合に許可となります。申請内容が基準に該当する場合でも、希望校の施設の状況等によって、ご希望に添えない場合があります。

2. 許可の取り消し

申請内容が事実と相違していた時は、入学後であっても許可が取り消される場合があります。申請する前に必ず内容をご確認ください。入学後にも状況の確認を行う場合があります。

裏面あり

○指定校変更 申請事由と添付書類等について（ご不明な点は申請前にお問い合わせください）

No.	区分	事由	添付書類	注意点
1	兄弟関係	本人の兄弟が指定校変更を認められて現に在学しており、同じ学校を希望する場合。	不要	本人が入学する時点で、兄弟が希望校に在籍していることが前提となります。
2	友人関係 (学び舎) 中学生のみ	卒業予定小学校で築いた友人関係を継続したいため、その小学校の「学び舎」の中学校への変更を希望する場合。	不要	この項目で申請できるのは「指定校と通学区域が隣接する学校」に限ります。 「学び舎」について 申請先は区ホームページ「指定校変更(令和7年度新入学)」の添付ファイルに記載の卒業予定小学校が該当する「構成中学校」に限ります。詳細は上記二次元コードのページでご確認ください。 
3	友人関係 (その他)	保育園・幼稚園・小学校等の友人関係で、特に配慮を要する場合。	(任意)申請理由を確認できるもの	単に「仲の良い友人と一緒に同じ学校に行きたいから」との理由ではお認めできません。例えば「児童が極端な人見知りで、特定の友人がいないと学校に通えない」など特に配慮を要する場合、申請することができます。この場合、内容によっては在籍園、在籍校等に連絡し、状況確認させていただきますので、ご了承の上、ご申請ください。
4	身体的理由	①疾病または身体的理由により、指定校への通学には過重な負担を伴う場合。 ②長期的、定期的に通院加療を必要とし、かつ診療時間の関係により、病院の最寄りの学校へ通学する必要があると認められる場合。	(必須)申請理由を確認できるもの	添付書類は医師による「診断書」「意見書」でなくても構いませんが、学校を変更する必要がある理由が具体的に確認できるものをご提出ください。
5	通学の安全・安心への配慮	登下校の安全・安心の確保について個別に懸念される理由により、指定校以外の学校を希望する場合。	(任意)申請理由を確認できるもの	児童・生徒本人等に個別に懸念される理由が認められず、単に「通学距離が短いから」「交通量が多く危険だから」「道が暗いから」といった通学の状況だけが理由となる場合はお認めできません。
6	転居予定	住宅の購入・改築等により、概ね1年以内に転居予定地に居住することが確実なため、あらかじめ転居予定地を通学区とする学校を希望する場合。	(必須) 転居先の「賃貸借契約書」の写し、又は家の「売買契約書」の写し(建物住所、世帯主、契約印、引渡し日等が分かるページの写し)、「居住予定証明書」など	土地を購入・所有しているだけでは認められません。そこに居住する見込みを確認できる必要があります。 <u>許可期間は概ね引越しが完了するまでの期間となります。</u>
7	居所	世田谷区に居住しているが、住民基本台帳は当該居住地以外の住所地に登録されている場合。	(必須) 居所物件の賃貸借契約書の写し等(建物住所、世帯主、契約印、契約期間等が分かるページの写し)	今住んでいる住所に住民登録できないご事情を詳しく記載してください。
8	放課後の預かり先に伴う配慮 小学生のみ	週の大半、放課後に、保護者の親族又は友人、保育施設(民間学童クラブ)等に児童を預け、若しくは保護者が勤務する施設で過ごさせるため、その所在地を通学区とする学校を希望する場合。	(必須) ①放課後の預かり申立書(様式あり) ②就労等の状況を証明するもの …「就労証明書」等。両親共働きの場合はそれぞれ必要。学童クラブの手続きで事前に提出済みで、手元にない場合や、フリーランスの方・就労以外の理由がある方は、区HPをご確認ください。	保護者の帰宅時間が恒常的に午後6時15分以降になり、平日週3回以上親戚や友人宅等で預かってもらう必要がある場合に申請ができます。 ただし、原則として、希望校の隣接学区に住んでおり、徒歩で学校まで通学できる場合に限ります。 ご不明な点は申請前にお問い合わせください。
9	部活動 中学生のみ	指定校に希望する部がないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由により、その部がある中学校を希望する場合。	(必須) 部活動入部希望書(様式あり)	該当校が複数ある場合は、原則として、指定校から一番近い学校に限ります。 指定校変更による生徒の増加や学校施設の状況等により部活動に支障をきたしている場合、お認めできないことがあります。
10	その他の特別な事情	上記以外の特別な事情がある場合。	(任意)申請理由を確認できるもの	希望理由欄にご事情を詳しくご記入ください。「指定校では就学できないこと」及び「希望校でない」と就学できないこと」に関して、やむを得ない特別な事情があると教育委員会が認めた場合に限り、お認めできます。ご不明な点は申請前にお問い合わせください。

